

# 家畜衛生だより

平成29年10月 第13号  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

## 管内で抗菌剤の残留事故が多発しています!!

動物用医薬品が基準を超えて残留した生産物が流通してしまった場合、食品衛生法違反となり回収・廃棄となるだけではなく、県民に対し違反が公表されます。

動物用医薬品を投与・処方している獣医師にも、安全・安心な畜産物を消費者に提供するという大きな責任があります。

### 👉必ず農場で診察をしてから指示書を発行する!



- ・獣医師法第18条で、獣医師は自ら診察しないで医薬品の投与・処方をしてはならないと決められています。
- ・原則、当該家畜に対面し診察を行ってください。
- ・違反した場合罰則があります。(罰則: 20万円以下の罰金)



### 👉用法、用量、休薬期間などの指導を徹底する!

- ・畜産農家が、指示書に記載されている使用基準から逸脱した方法で動物用医薬品を使用しないよう、十分に指導する。
- ・使用基準から逸脱した方法で畜産農家が動物用医薬品を使用した場合、畜産農家は薬機法違反となります。(罰則: 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれらの併科)
- ・獣医師が投与した場合でも、休薬期間の指導を徹底する。



## コリスチン製剤が第二次選択薬になります

- ・耐性菌リスク低減のため、平成30年4月からコリスチン製剤が第二次選択薬になります。
- ・適応症が「第一次選択薬が無効の場合の細菌性下痢症」に限定されます。
- ・抗菌剤の慎重使用に努めてください。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335  
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

📄 次ページのアンケートにご協力ください

## 産業動物臨床獣医師の皆様へ

- 薬剤耐性 (AMR) 対策については、AMR 対策アクションプランに基づき、関係者の協力を得ながら抗菌剤の慎重使用の徹底等の取組を推進しているところです。
- 抗菌剤は畜産分野でも使用されており、引き続き国産畜産物への消費者の信頼に添えていくためには、薬剤耐性菌問題や抗菌剤の慎重な使用に関する理解・意識の向上が急務であります。
- そのため、中央畜産会では、家畜 (牛、豚及び鶏) の飼養者及び産業動物臨床獣医師を対象として、薬剤耐性に関するアンケート調査を実施することとしました。
- 5分程度で回答が可能な簡単なアンケートですので、是非とも御協力をよろしくお願いいたします。

### 1. 方法

以下のウェブページにアクセスし、質問項目に回答してください。

<https://rdc.dstyleweb.com/a4kx/3kjf8x/>



QRコードからもアクセス可能です。  
(タブレットやスマートフォンでも回答可能です。)

### 2. 調査実施期間

平成29年9月25日(月)～平成29年10月20日(金)

### 3. 所要時間

5分程度

#### 【連絡先】

公益社団法人中央畜産会  
衛生指導部 関谷、伊藤

Tel: 03-6206-0832. FAX: 03-5289-0890

E-mail: eisei@sec.lin.gr.jp